

○拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程

平成20年6月23日

規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、拓殖大学（以下「本学」という。）における学術研究の適切性及び信頼性の確保を図るとともに公的研究費の運営管理に関する必要な事項を定め、学術研究の遂行並びに公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学術研究」とは、本学におけるすべての学内外の個人研究、共同研究等をいう。また、「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究費等をいう。

(責任体系の明確化)

第3条 学術研究の遂行並びに公的研究費を運営・管理するため、職制により次の管理責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者 学長
- (2) 統括管理責任者 副学長（研究担当） 事務局長
- (3) コンプライアンス推進責任者 各研究科長 各学部長 別科長 各附置研究所長  
事務局関係部長（総合企画部長、総務部長、学務部長、八王子事務部長、図書館・情報センター事務部長）

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、学術研究の遂行並びに公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを發揮しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たって、常務理事会で意見を聞き、決定する。また、その実施状況や効果等について常務理事会で報告し、意見を求める。
- 5 最高管理責任者は、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、学術研究の遂行並びに公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、所属部署における学術研究の遂行並びに公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、本学全体における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、部署内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、部署内において、定期的に啓発活動を実施する。

5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、部署の構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理・公的研究費適正化委員会)

第7条 本学に「拓殖大学研究倫理・公的研究費適正化委員会」（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) その他委員長が指名した者

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員長は、最高管理責任者をもって、これに充てる。

2 委員長は、会務を統括し、委員会の議長となる。

3 委員長は、会務を補佐する副委員長を指名することができる。

4 委員長が委員会に出席できないときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理に関する事項
- (2) 公的研究費の適正な運用に関する事項
- (3) 公的研究費の不正防止に関する事項
- (4) その他最高管理責任者が求める事項

(研究倫理審査委員会)

第10条 前条第1項第1号のうち、具体的な研究計画を審査する機関として、「拓殖大学研究倫理審査委員会」（以下「研究倫理審査委員会」という。）を設ける。

2 研究倫理審査委員会に関する規程は、別に定める。

(公的研究費に係る事務)

第11条 公的研究費に係る事務取扱は、別に定める。

(取扱基準の明確化・統一化等)

第12条 公的研究費の適正かつ円滑な執行のため、取扱基準を明確化し、学内における統一化を図るものとする。

2 公的研究費の執行に関する書類やデータは本学の定める期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。

(関係者の意識の向上と浸透)

第13条 研究倫理及び不正防止の重要性に鑑み、関係者の意識の向上と浸透を図るために、コンプライアンス教育及び啓発活動を定期的に実施する。

2 コンプライアンス教育及び啓発活動の実施に当たっては、相互に補完する形で実施できるよう計画を立案する。

(遵守と誓約)

第14条 公的研究費の申請及び運営・管理を行う研究者及び事務職員、並びに公的研究費を原資とした取引を行う業者は、法令及び本学研究倫理ガイドラインを遵守し、これを書面により誓約するものとする。

(相談窓口)

第15条 学術研究に係る相談窓口を学務課、研究支援課、八王子学務課及び総務課に置く。

2 学務課、研究支援課及び八王子学務課の相談窓口は、学内の研究者を対象とする。  
3 総務課の相談窓口は、学外者を対象とする。

(不正防止計画推進部署)

第16条 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推

進部署」という。)を置く。

- 2 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- 4 不正防止計画推進部署は、学務部学長事務室とする。

(不正防止計画)

第17条 不正防止計画推進部署は、内部監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか把握し、本学全体の状況を体系的に整理し評価する。

- 2 最高管理責任者が策定する公的研究費の不正防止対策に関する基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、不正防止計画を策定する。
- 3 不正防止計画の策定に当たっては、同条第1項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて隨時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- 4 各部署は、不正根絶のために、不正防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(通報窓口)

第18条 本学の学術研究の不正行為に関する通報を受け付ける通報窓口を内部監査室に置き、内部監査室長が通報窓口の責任者となる。

- 2 統括管理責任者は学術研究の不正行為に関する通報を受け付けたときの対応を総括し、責任者となる。
- 3 学術研究の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。
- 4 通報は、原則として、顕名により、学術研究の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、学術研究の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 5 通報窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 6 通報の受け付けに当たっては、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

- 7 通報窓口の責任者は、学術研究の不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに統括管理責任者に報告しなければならない。統括管理責任者は、当該通報に関する部局の長等に、その内容を通知するものとする。
- 8 通報窓口の責任者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 9 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、統括管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

#### (秘密保護義務)

第19条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### (調査委員会の設置)

第20条 最高管理責任者は、第18条に基づく通報内容及び調査可能性について、調査能力を有する者（以下「担当者」という。）を指名し本調査を行うか否かを判断する予備調査を実施する。

- 2 前項の担当者は、告発受理日から原則30日以内に予備調査を終了し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該調査の要否を配分機関に報告する。

- 4 最高管理責任者は、予備調査の結果、学術研究に係る不正又はその疑いがあり、調査の必要があると認めたとき、該当する研究者に対し、必要に応じて公的研究費の使用停止を命ずることができる。
- 5 第2項の報告に基づき、最高管理責任者は原則30日以内に、「拓殖大学研究活動不正調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに調査を実施しなければならない。
- 6 調査委員会の委員の半数以上は、学校法人拓殖大学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 7 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 最高管理責任者が指名した者 4名
  - (2) 研究分野の知見を有する者 3名
  - (3) 法律等の知識を有する外部有識者 2名
- 8 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。
- 9 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、通知後7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 10 最高管理責任者は前項の異議申し立てがあった場合は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

（調査の実施）

- 第21条 調査委員会は、調査の実施が決定した日から原則30日以内に、調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
  - 3 最高管理責任者は、調査の実施を決定したときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び関係省庁に調査を行う旨を報告するものとする。
  - 4 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法（通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング）等について配分機関に協議したうえで適切な方法により、調査を行うものとする。

- 5 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 6 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 7 調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。
- 8 最高管理責任者は、調査の途中であっても配分機関の求めに応じて、配分機関に中間報告を提出する。また、不正の事実が一部でも確認された場合は、理事長に報告し、配分機関及び関係省庁に速やかに報告を提出する。

(不正行為等の認定手続)

第22条 調査委員会は、調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかつたと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正行為等の認定)

第23条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを

覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

- 4 最高管理責任者は、不正行為が認定されたときは、速やかに理事長に報告する。
- 5 学術研究に係る不正が認定された者は、就業規則により懲戒を行う。

(調査結果の通知及び報告)

第24条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が学校法人拓殖大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が学校法人拓殖大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

(不服申し立て)

第25条 被通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。

- 2 不服申し立てを行うときは、不服申し立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員会は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、調査機関が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと判断するときは、この限りでない。
- 4 不服申し立てに係る再調査は、再調査の開始から50日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。
- 5 最高管理責任者は、特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、配分機関及び関係省庁に報告をしなければならない。
- 6 最高管理責任者は、不服申し立ての却下や再調査開始の決定をした場合、配分機関及び

関係省庁に報告しなければならない。

7 最高管理責任者は、再調査の結果、不正の事実が一部でも確認された場合は、理事長に報告し、配分機関及び関係省庁に速やかに報告を提出する。

(調査結果の公表)

第26条 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の概要
- (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
- (4) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項にかかわらず、個人情報又は知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができます。

(不正関与業者への対応)

第27条 公的研究費に係る不正に関与した業者については、「学校法人拓殖大学調達規程」第6条の規定に基づき取引を停止する。

(内部監査)

第28条 公的研究費の適正な使用を確保するため、モニタリングするとともに、別に定める「学校法人拓殖大学内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

2 内部監査室は、監事及び会計監査人と連携し、必要な情報を共有するとともに、本学全体の視点から公的研究費の運営・管理の在り方について定期的に意見交換を行う。

(監事)

第29条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(事務)

第30条 この規程に関する事務は、学務部学長事務室が行う。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。